

アルマック神戸レター

Vol.9

発行所：アルマック神戸グループ

株式会社アルマック神戸
税理士法人アルマック神戸
粉河芳明公認会計士事務所

〒651-0084

神戸市中央区磯辺通4丁目2番8号田嶋ビル7階D

T E L : 078-262-5518

F A X : 078-262-5519

U R L : <http://www.almackobe.com>

発行 者：粉河芳明

発行部数：200部/隔月(奇数月15日)

制作 元：株式会社egaoカンパニー(078-367-1204)

ご挨拶



公認会計士 税理士
粉河芳明

私ごとではありますが、この10月に誕生日を迎え39歳となりました。本当に30歳台は早く忙しいものでありました。義父とそのことを話していたときに、義父より「忙」は「心を亡くす(なくす)」と書き、「心を失う」という意味であることを教えてもらいました。

思わずなるほどと感心しました。

私自身の30歳台を振り返って見ましても、仕事が忙しいあまり、家族をはじめ周囲に十分に気を配ることもできていなかったように思います。ある意味で感謝する心が欠如していたかも知れません。このような文章を書いておきますと、必ず思い出すのが小学6年生のときの担任の先生の言葉です。

「感謝のない樹には幸福の花は咲かない」

当時はこの言葉の意味が全くわかりませんでした。最近ようやくこの言葉の意味が少しわかりはじめた気がします。

TOPICS



当号のTOPICS担当 堀川 あおい

税源移譲について

今春からマスコミ等によく「税源移譲」という言葉が取り上げられました。

国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替えという意味で、本年6月からの住民税の増税に驚かれた方も多いと思います。住民税が増えた分所得税が減っている形になっているのですが、いわゆる住宅ローン控除を受けている方には特に気をつけていただきたい事があります。

平成18年までの所得税において、住宅ローン控除が適用されるべき金額が全額控除できないケースが出てくることです。

そのようなケースにおいて、下記(イ)～(ハ)が住民税から控除されることとなります。ただし、(イ)>(ロ)の場合は(ロ)～(ハ)が住民税より控除されます。

- (イ) 住宅ローン控除限度額
- (ロ) 平成18年度の税率で仮に算定した平成19年度の所得税
- (ハ) 平成19年度の実際の所得税

なお、対象となるのは平成11年から平成18年の間に住宅を購入して住宅ローン控除を受けていらっしゃる方です。

この控除を受けるためには平成20年3月15日までに住所地の市町村に対し申告書を提出しなければなりません。平成21年以降も該当する年度は毎年提出が必要となります。ご不明な点がございましたら、当法人堀川までお問い合わせ下さい。